

「令和6年度介護人材確保育成事業業務委託」に係る質問内容及び回答について

	質問内容	回答
1	実施要領の対象経費について、「研修受講時間分の給与」とございますが、無資格者・有資格者の研修受講時間相当分の助成金の支払いは委託費の中から捻出するという認識でよろしいでしょうか？	「助成金」ではありませんが、労働者の人件費（研修受講時間相当分の給与・交通費・社会保険料）については、委託費からの支出とします。
2	無資格者・有資格者の研修受講時間相当分の助成金の支払いについてはどのように支給することになりますか？	派遣期間中の労働者の人件費等はすべて、一度施設等負担とします。 派遣期間満了後、別に定める条件（研修修了、直接雇用切替等）をもって、受託者から施設等へ支給することとします。 ※「別に定める条件」については、別途、県及び受託者にて、FAQを作成予定です。
3	助成金の支払い基準等について具体的に仕様書に明記されていない点が気になっております。こちらについて別途定める予定はございますでしょうか？	質問2に対する回答のとおり、別添仕様書のとおり明記いたします。
4	上記に重ねての質問となってしまいますが、仕様書の3. 委託業務の対象経費（1）①には、「無資格者・潜在的有資格者の派遣（労働）時間分に係る給与等の人件費相当額は、全額について施設等に負担を求めること。（ただし、交通費及び社会保険料相当額等を除く。）」との記載がございますが、研修受講時間分の給与については施設等に負担をさせるのか否かご教示いただけますか？	質問1に対する回答のとおり、労働者の人件費（研修受講時間相当分の給与・交通費・社会保険料）については、委託費からの支出とします。 ただし、負担及び支給の方法は、質問2に対する回答のとおりです。

※委託仕様書追記箇所：3.（1）①※

「※なお本経費は、施設等が負担したのち、原則として、派遣期間満了後に別に定める条件を満たした場合に、受託者から施設等へ一括して支給するものとする。」